

千葉市契約後VE方式について

1 趣旨

民間の技術開発を積極的に活用し建設工事のコスト縮減を図るため、工事目的物の機能・性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に関する提案を受け付ける「千葉市契約後VE方式」を試行するものです。

2 契約後VE方式

契約後に、受注者から請負代金額を低減できる提案(以下「VE提案」という。)を受け、提案を採用した場合には、請負代金額と提案による低減額との割合により、総合評価落札方式の評価点へ加点を行うものです。

3 対象工事

平成23年4月1日以降に公告される制限付一般競争入札による工事で、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段等が、設計図書に明示又は指定(以下「指定」という。)されている工事を対象とします。

※対象工事は、入札公告及び特記仕様書に記載されます。

4 VE提案で求めるもの

設計図書で指定されているもの(施工方法、使用材料、建設副産物の搬出先等)及びそれに付随するものに関し、工事目的の変更を伴わない範囲で、コストダウンが可能な提案を求めます。

5 VE提案の提出

VE提案をする者は、提出時期を監督職員等と協議し、VE提案書(様式第1号～第4号。ただし、VE提案の内容が工業所有権等の排他的権利を含まないものは、様式第4号の提出は不要。)を提出してください。

なお、VE提案の提出回数は、1工事につき1回です。

6 VE提案の審査

施工の確実性及び安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能・性能等が同等以上で経済性が優位であるかについて審査を行い、提案の採否を決定します。

なお、提案内容について現場代理人等にヒアリングを実施します。

7 審査結果の通知

VE提案の審査終了後、「VE提案採否通知書」(様式第5号)を交付します。

※「VE提案書」を提出してから「VE提案採否通知書」の交付まで最長14日を要しますので、VE提案書の提出時期等について、監督職員と協議してください。(「契約後 VE 方式のフローチャート」参照)

8 総合評価落札方式の評価点への加点

- (1) 請負代金額から消費税相当額を除いた額とVE提案により低減される額(消費税相当額を除く)との割合により算出された点数を、総合評価落札方式の評価点に加点します。(下表参照)
- (2) 加点は、業種ごとに年間5点を上限とします。
- (3) 加点対象期間は、1ヵ年度間とします。
- (4) 加点対象工事は、「VE提案実績通知書」(様式第6号)が交付された翌年度に公告される総合評価落札方式による工事のうち、評価項目に「契約後VEの実績」が設定されている工事で、かつ、加点された工事と同一業種による工事とします。

【加点表】

請負代金額に対する低減額の割合 (小数点第4位四捨五入)	評価点への加点
1%未満	0点
1%以上3%未満	1点
3%以上5%未満	2点
5%以上7%未満	3点
7%以上10%未満	4点
10%以上	5点